

令和8年度 GX 推進再エネ導入支援事業
 (自立・分散型エネルギー設備導入支援) (B事業)
 補助金申請等に関する Q&A
 (2026. 6. 1 ver. 1. 0)

No.	問い合わせ内容	回答
1	具体的な申込方法はどうすればよいのでしょうか。	一般財団法人 鹿児島県環境技術協会（以下「協会」といいます。）の WEB ページにある申請書をダウンロードして提出してください。詳細は補助金申請の手引きをご覧ください。
2	申込書への記載方法等がわからない場合はどうすればよいのでしょうか。	補助金申請の手引きをご覧ください。また、協会の補助金交付窓口にメール又はお電話でおたずねください。 Mail : hojyo@kagoshima-env. or. jp Tel : 099-284-6013 【受付時間】月曜日～金曜日（祝日・年末年始を除く）8:30～17:00（12:00～13:00を除く）
3	申請期間（申請締切）はいつまでですか。また交付申請書および実績の報告期限はいつまでですか。猶予される場合はありますか。	申込（交付申請）は令和8年11月27日（金）までが期限です。消印有効です。申請総額が予算額を超過すると認められる場合、期限前でも締め切ることがあります。 設置が完了してお金の支払いなどすべて完了し、令和9年1月15日（金）までに実績報告（完了報告）ができなかった場合は、申込が受理され交付決定されていても、補助金のお支払いができませんので、ご注意ください。
4	国や自治体の補助金と一緒にもらうことができますか。	基本的にこの補助金と国や県、自治体、各種団体等からの補助金と併用することはできません。具体的にはお問い合わせください。
5	補助対象となる設備にどのようなものがありますか。	太陽光発電設備が補助対象です。太陽光発電設備と同時に設置する場合は、蓄電池も補助対象となります。 蓄電池のみの申請はできませんのでご注意ください。 協会のホームページから補助金申請の手引きをダウンロードして確認することができます。
6	設備は購入せずにリースや PPA 契約により設置するのですが、その場合でも補助金の申請はできますか。	設備をリースする場合やオンサイト PPA 契約で設置する場合でも補助金の申請が可能です。この場合は、リース会社・PPA 会社が申請者となり、補助金はそちらに支払われます。 月々のリース料金・PPA 利用料金に、交付される補助金相当分の値下がり反映されていることが必要です。 リース期間、PPA 契約期間が法定耐用年数である 17 年間より短い場合は、本事業により導入

		した設備等について法定耐用年数期間満了まで継続的に使用するために必要な措置等を明確にさせていただく必要があります。たとえば、リースの場合は再リース等により、法定耐用年数期間満了まで継続的に使用することを担保することなどです。
7	地方公共団体が申請することは可能ですか。	今回は事業者等が対象となり、国及び地方自治体、一部事務組合等は申請できません。
8	押印は必要ですか	申請等に必要な書式では原則として押印は不要です。 申請者と発注先との間の書類などに関しては、申請者の規定により社印の取り扱いを決めてください。
9	いつ採択されるのですか。また、いつから着手ができますか。	申請書が受理されてから概ね1ヶ月程度を目安として交付決定通知をお送りしています。原則として、交付決定通知が下りてから事業に着手していただく必要があります。やむを得ない理由で事前着手したい場合は交付申請時に、事前着手申請届を協会に提出することで、採択を待たずに着手が可能です。ただし、補助金交付決定の金額が査定により申請時の額より減額された場合や申請そのものが不採択となった場合でも、不服を申し立てることができません。この場合も、交付決定前に事業完了（納品、検収、支払等を実施）していないことが絶対条件です。
10	早く申請した方が採択されやすいのですか。	要件を満たしており補助対象として適切であると認められるものは、予算のある限り先着順で採択していきます。
11	工事が遅れていて交付申請時の工事完了予定日より遅れそうなのですが、何か手続きが必要ですか。	手続きの必要はありません。ただし、実績報告の最終提出期限である令和9年1月15日（金）を超えることができませんので注意してください。この日までに工事完了・支払いを終了して、実績報告書の提出ができない場合は、補助金が交付されませんので十分にご注意ください。
12	実績報告書を提出してから補助金が振り込まれるまで、どれくらいの期間がかかりますか。	実績報告書を受理した後に、書類審査及び必要に応じて現地審査を行って、概ね1ヶ月を目途に補助金額確定通知書を発行します。その後速やかに届け出のあった口座に振込みます。

13	保有義務期間とは何ですか。	補助金の交付を受けた方が、設置した設備を保有管理し、効率的運用を図らなければならない期間（処分制限期間）の事です。保有義務期間は設置完了日から下記の年数となります。 太陽光発電 17年 蓄電池 6年
14	保有義務期間の間に、保有が困難になった場合は、何か罰則があるのですか。	原則として、補助金の返納が必要となります。保有が困難にあった場合、又はやむを得ず処分を行う場合は、必ず協会(又は鹿児島県)へ事前の届出が必要となります。承認を得ずに処分を行ったことが判明した場合は、補助金の全額返納を求める場合があります。詳しくはお問い合わせください。
15	第3セクターに太陽光設備補助対象になるか	国、地方公共団体等の出資等が50%超えると対象外となります。詳しくは要綱、手引きをご覧ください。
16	申請書類に「設置場所の写真」とあるが、パネルを載せる屋根の写真は足場やドローンがないと撮れない。このような場合はどうしたらいいか。	申請時はパネルを設置する建物全体の写真(又は航空写真等)で構いません。交付決定後に工事をする前に、パネルを設置する場所の写真をお撮りください。
17	新築で、既に太陽光と蓄電池があるが補助対象となるか。	すでに工事の契約、発注、又は工事が終了している場合は補助対象外です。
18	個人で事業を営んでいるが申請可能か。	申請要件を満たせば申請できます。個人事業者の場合、自宅兼事務所に太陽光を設置しようとする場合、事業所と住居の電力契約が明確に分かれ、事業所の発電量、電力消費量、買電量等が確認でき、他の交付要件を満たせば申請は可能です。
19	県税に未納がないことの証明書について、どこでその証明書が入手できますか。	その地域を管轄する地域振興局で申請、取得できます。
20	お寺、病院、社会福祉法人も申請できますか。	県内で法人格を持ったお寺(宗教法人)や病院(医療法人)、社会福祉法人でしたら対象となります。ただし、国や地方公共団体、独立行政法人等からの出資比率が50%以上を超えるものは対象外となります。

21	大企業の系列会社で、鹿児島に営業所があるが対象になるか？	中小企業者の発行済株式の総数又は出資価格の総額の 1/2 以上同一の大企業が所有。又はその 2/3 以上を大企業が所有していれば補助対象外です。中小企業者のうち、大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の 1/2 以上を占める企業も補助対象外です。上記に当てはまらず、中小企業の条件を満たせば対象になる可能性があります。一度、お問い合わせください。
22	同じ敷地に 2 つの施設があるそれぞれに申請できるか	同じ敷地内に隣接している場合は、一つの申請となります。
23	実績報告の「取得財産等管理台帳」の記入について パネル 1 枚ごとのシリアルナンバーの記載が必要か。	パネルを設置する枚数毎のシリアルナンバーが必要です。記載できない場合は別紙として添付書類を添付してください。
24	施工事業者が県内に本社・営業所があることを示すためにはどのような方法がありますか。	自治体で発行される営業証明書・納税証明書等公的証明書類又は建設業許可書の写しの提出をお願いします。